

## メインアリーナ

### － スポーツに利用する場合 －

使用区分					
9:00～11:00	11:00～13:00	13:15～15:15	15:15～17:15	17:30～19:30	19:30～21:30
占有使用 (観客席、ランニングコースを含む)		入場料を徴収しない場合	2時間につき 2,310円		
		入場料を徴収する場合	2時間につき 4,620円		
部分使用		全面使用	2時間につき 1,330円		
		半面使用	2時間につき 660円		
		1/4使用	2時間につき 330円		
個人利用		2時間につき 200円			

### － その他ご利用の場合 －

使用区分					
9:00～11:00	11:00～13:00	13:15～15:15	15:15～17:15	17:30～19:30	19:30～21:30
占有使用		入場料を徴収しない場合	2時間につき 9,250円		
		入場料を徴収する場合	2時間につき 18,510円		

## サブアリーナ

### － スポーツに利用する場合 －

使用区分					
9:00～11:00	11:00～13:00	13:15～15:15	15:15～17:15	17:30～19:30	19:30～21:30
占有使用 (観客席、ランニングコースを含む)		入場料を徴収しない場合	2時間につき 560円		
		入場料を徴収する場合	2時間につき 1,130円		
部分使用		全面使用	2時間につき 560円		
		半面使用	2時間につき 280円		
		1/4使用	2時間につき 140円		
個人利用		2時間につき 200円			

### － その他ご利用の場合 －

使用区分					
9:00～11:00	11:00～13:00	13:15～15:15	15:15～17:15	17:30～19:30	19:30～21:30
占有使用		入場料を徴収しない場合	2時間につき 2,260円		
		入場料を徴収する場合	2時間につき 4,520円		

## トレーニング室

区分	トレーニング室
大人(高校生以上)	2時間 200円
65歳以上(久留米市民)	無料
回数券	2,000円 (2,200円相当)
超過料金	1時間 100円

## ランニングコース

区分	ランニングコース
大人・こども	2時間 100円
65歳以上(久留米市民)	無料
回数券	1,000円 (1,100円相当)
超過料金	1時間 50円

## 軽運動室

使用区分	
軽運動室	1時間につき 200円

## 役員室

使用区分					
9:00～11:00	11:00～13:00	13:15～15:15	15:15～17:15	17:30～19:30	19:30～21:30
役員室	占有時以外		2時間につき 410円		

## 付属施設

温水シャワー設備	5分につき 1機	100円
放送設備	1日につき 1式	300円
電光得点表示盤	1日につき 1式	510円
30秒タイマー計	1日につき 1式	100円
ファール回数表示器	1日につき 1式	100円
タイムアウト要求器	1日につき 1式	100円
スクリーン	1日につき 1式	100円
長机	1日につき 1台	20円
椅子	1日につき 1脚	10円
バスケットボールゴール	1日につき 1式	300円
フロアシート	1日につき 1枚	100円
電源	1日につき 1kw	250円
冷暖房設備	メインアリーナ	1時間につき 4,620円
	サブアリーナ	1時間につき 1,540円
	軽運動室	1時間につき 150円

## 備考

①使用者が使用する際(バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、ハンドボール及びアマチュアスポーツのために使用する場合を除く。)、第三者から入場料またはこれに相当する料金を徴収する場合は、最高額の入場料またはこれに相当する料金に50を乗じて得た額を加算する。

②特別の事情により、開館時間以外の時間に使用する場合は、1時間につき、この表で定める利用料金の1時間あたりの金額を利用料金の額とする。  
ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てる。

③ランニングコースは、他施設の使用者が使用する場合は無料とする。

④バスケットボールゴールの使用料は占有時以外の場合は無料とする。

⑤電源の使用料は、電力消費量が1kwに満たないときは無料とする。

⑥上記の金額は、消費税額等を含む。

・65歳以上の個人利用は無料になります。

・身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方(1種の場合は介護人を含む)及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級・2級の場合は介護人も含む)の個人利用は無料になります。

※個人利用の減免は、市民に限ります。(但し、久留米市体育協会加盟の競技団体に所属している方はその限りではありません)